

## 国土交通省からのお願い

### 「改正貨物自動車運送事業法」に係る 施行状況調査へのご協力依頼について

#### トラック事業者、利用運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

近年、物流業界では深刻な人手不足が大きな課題となっております。特に、トラック運送事業者の労働環境や賃金水準が十分に改善されない要因の一つとして、取引の多重構造が指摘されています。こうした状況の中で、ドライバーの賃上げの原資となる適正な運賃が確保されるよう、業界全体で取引構造の是正に向けた取り組みが求められています。

また、一昨年成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）」（改正物流法）においては、荷主に対して荷待ち時間や荷役時間の削減、積載効率の向上等を求める規制が新設されました。加えて、荷主等への是正指導を行う「トラック・物流Gメン」の体制拡充や、令和7年に改正された中小受託取引適正化法（旧下請法）において、荷主とトラック運送事業者間の契約も新たに法律の対象となるなど、物流業界の取引適正化に向けた様々な措置が講じられています。

本アンケート調査は、これらの法改正や業界の課題を踏まえ、実運送体制管理簿の作成や契約の書面化等の実態を把握し、課題や必要に応じて今後必要になる施策を検討していくための材料としていきます。

※本調査は統計的に処理します。実運送体制管理簿の作成の質問にはありのままご回答いただけますと幸いです。

※今回は令和7年の1年分における状況を参照いただきご回答をしていただければと思います。

#### ◆アンケートの回答方法

アンケートは次ページに記載の URL（又は二次元バーコード）にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

◆アンケート回答期限：  
令和8年3月6日（金）

【調査主体】

国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課  
東京都千代田区霞が関 2-1-3

【お問い合わせ先】

**多重取引構造是正実態調査事務局** (株式会社 JTB 東京中央支店内)

**Mail : [truckchousajimukyoku@jtb.com](mailto:truckchousajimukyoku@jtb.com)**

お手数ではございますが、一度メールにてご連絡をいただけますと幸甚でございます。

(TEL : 03-6737-9419) ※受付時間 平日 9:30～17:30 (定休日 土日祝日)

◆調査内容：

実運送管理簿の作成状況等に関するアンケート調査

- ① 事業者の概要
- ② 実運送体制管理簿について
- ③ 契約の書面化
- ④ 健全化措置について

◆アンケートサイトの URL :

アンケートサイトは、以下の URL からパソコン等でアクセスの上、ご回答をお願いいたします。

- URL : <https://forms.office.com/e/kctTTRdwX3>

または

- 右の二次元バーコードによりアクセス



※注意※ URL はアドレスバー（黒枠）に入力してください

↑アドレスバーに URL ( <https://forms.office.com/e/kctTTRdwX3> ) を入力



←検索窓に入力しないよう  
お願いいたします。

※実運送管理簿の作成状況に関する情報は以下の URL よりご確認いただけます。

- 改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）について  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001878514.pdf>
- 運送契約締結時の書面交付義務化 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001865379.pdf>
- 健全化措置について <https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001865380.pdf>